

県内建設企業等による建設新技術等の開発を支援します。

1. 趣旨

県内建設企業等の技術力の強化、公共工事の品質向上及び地域経済の活性化を図るため、県内建設企業等が取り組む建設新技術等開発活用について支援します。

2. 定義

「県内建設企業等」とは、青森県内に本店を置く建設業者又は建設関連業者をいいます。

3. 支援対象

支援の対象は、従来技術より活用効果の高い建設工事に関連する工法、材料、製品、自社独自の業務支援ソフトウェア並びに生産性を向上させるための所有技術等改良アイデア等（以下「建設新技術等」という。）を開発し、又は開発しようとするもので、次の要件のいずれにも該当するものとします。

(1) 県内建設企業等が開発の中心となっていること。

(2) 次のいずれかの項目の改善や向上に適合していること。

- ア 省力化
- イ 経済性
- ウ 施工性
- エ 耐久性
- オ 安全性
- カ 作業環境
- キ 周辺環境への影響抑制
- ク 地球環境への影響抑制
- ケ 品質
- コ 景観
- サ 省資源・省エネルギー
- シ 木材利用
- ス リサイクル
- セ その他技術的問題の解決

(3) 建設工事に利用可能なものであること。

(4) 県内建設企業等による施工が可能なものであること。

(5) 関係法令に適合すること。

(6) 日本工業規格（JIS）に規格の定めがある場合、それに適合するものであること。

(7) 国及び県が定める共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に規格の定めがある場合、それに適合するものであること。

(8) 特許権等の知的財産権については、関係法令に基づき、申請者の責任において取り扱われるものであること。

4. 支援内容

県は、建設新技術等開発意欲のある県内建設企業等に対して、次の支援を行います。

各支援の取扱は、平成 30 年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）をご参照ください。

(1)相談窓口支援

青森県県土整備部監理課内に建設新技術等開発活用に関する相談窓口を設置し、相談内容に応じて関係課と連携して必要な情報提供及び助言等を行います。

(2)建設新技術開発活用支援

建設新技術等開発活用の初期段階において必要となる、技術的実現可能性、需要予測、開発コスト、開発スケジュール等に係る調査に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助します。

5. 申請方法

(1)申請書類

各支援（複数選択可）を希望する県内建設企業等は、実施要領に定める申請書（第 1 号様式）、概要説明書（第 2 号様式）及びその他参考資料を青森県県土整備部監理課建設業振興グループに持参又は郵送により提出してください。

(2)提出部数

書類の提出部数は、正本 1 部とします。

(3)申請期間

希望する支援	申請期間
相談窓口支援	随時受付します。
建設新技術開発活用支援	平成 30 年 5 月 31 日（木）まで

6. 審査及び選定

県は、申請書等を確認の上、青森県県土整備部内に設置する審査会において、書面審査により、支援事業の選定を行います。なお、審査に際しては、必要に応じて申請者から申請内容のヒアリングを行い、又は追加資料の提出を求める場合があります。

ただし、相談窓口支援のみの申請については、審査会の審査は行いません。

7. 各支援の取扱い

実施要領のとおり。

8. その他

平成 30 年度青森県建設業技術力向上・開発支援事業に係る申請者の建設新技術等開発活用に関する苦情及び紛争等への対応は、申請者の責任において行うものとし、青森県は何らの責任も有しないものとします。

9. 問合せ及び申請書類提出先

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1 県庁北棟 3 階

青森県県土整備部監理課 建設業振興グループ

電話：017-734-9706

平成30年度 建設新技術開発活用支援について

県内建設企業等が、技術力の強化、公共工事の品質向上及び地域経済の活性化を目的として主体的に取り組む新技術等開発事業について、下記のステップにて支援します！

STEP1

○参加企業の公募・申請書の提出(5月31日(木)まで)

・これから取り組む新技術等開発事業の概要や事業方針、課題・対応策等を記載した「概要説明書」を作成のうえ、申請書に添付して提出してください。

～建設新技術開発活用支援とは～

■新技術開発・新工法開発・自社独自の業務支援ソフトウェア開発並びに生産性向上のための所有技術等改良アイデア等(＝建設新技術等)を有し、開発意欲のある企業に対して、技術的実現可能性、需要、コストなどの調査等に係る費用を補助します。

STEP2

○事業の採択(6月末)

・青森県県土整備部内に審査会を設置し、STEP1で提出した申請書に基づいて、書面審査により支援事業の選定を行います。なお、審査に際して、必要に応じて申請者から申請内容のヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。採択結果は後日通知します。

STEP3

○事業の実施(7月～翌年3月まで)

・採択後、それぞれの新技術等開発事業を実施していただきます。11月20日(火)までに中間報告を提出していただきます。

STEP4

○報告書提出・経費精算(平成31年3月15日まで)

・事業の実績報告書の提出と、経費に関する支出書類等を提出していただきます。